



平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 アイフラッグ  
代表者名 代表取締役社長 高梨宏史  
(JASDAQ・コード2759)  
問合せ先 取締役経営管理部長 仁分啓太  
電 話 03-5733-4492

## 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の採用について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の分割および単元株制度の採用の理由

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨をふまえ、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上に資するため、1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度の採用を行うものであります。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式の分割

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日 (月) を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	777,248 株	(平成 25 年 5 月 14 日現在)
② 今回の分割により増加する株式数	76,947,552 株	
③ 株式分割後の発行済株式総数	77,724,800 株	
④ 株式分割後の発行可能株式総数	175,200,000 株	

※上記①～③の株式数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

##### (3) 分割の日程

① 基準日設定公告日	平成 25 年 9 月 13 日 (金)
② 基準日	平成 25 年 9 月 30 日 (月)
③ 効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日 (火)

#### 3. 単元株制度の採用

##### (1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割」に記載した株式の分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

##### (2) 新設の日程

効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日 (火)
-------	----------------------

(参考) 平成 25 年 9 月 26 日 (木) をもって、証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

#### 4. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

上記の株式の分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 10 月 1 日 (火) をもって当社定款の一部を変更いたします。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、下記の通りであります。

(下線部分に変更箇所を示します)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>1,752,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>175,200,000</u> 株とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第 6 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第 <u>6</u> 条から第 <u>49</u> 条 (条文省略)	第 <u>7</u> 条から第 <u>50</u> 条 (条文現行どおり)
(新設)	附則 <u>第 5 条の変更および第 6 条の新設ならびにこれらに伴う条数の繰下げは、平成25 年10月 1 日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

なお、当社は、本年 6 月 27 日開催予定の第 16 回定時株主総会において、単元未満株式の権利の内容に関する規定の新設等を行う定款変更議案を付議いたします。詳細は、本日別途公表しております「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上